

平時の電力データ活用

2020年10月16日

資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項

- 本日は、「中間取りまとめ」において盛り込まれた事項のうち、以下の事項について、御議論いただきたい。

強靱な電力ネットワークの形成

地域間連系線等の増強促進

託送料金改革

1. 強靱な電力ネットワークの形成

- (1) 地域間連系線等の増強促進
- (2) 託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）

電力システムの分散化と
電源投資

分散型グリッド環境整備

分散型電源のための制度

電力データ活用

電源投資の確保

2. 電力システムの分散化と電源投資

- (1) 配電事業制度等
- (2) アグリゲーター
- (3) 電気計量制度の合理化
- (4) 平時の電力データ活用
- (5) 電源投資の確保

平時の電力データ活用に係る論点① (認定協会の認定基準)

- 前回の本委員会では、協会の認定基準に求める事項について御議論をいただき、情報銀行の認定基準やプライバシーマーク付与適格性審査基準、ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) などを包括した基準とする方向性について、概ね御了解をいただいた。
- 今回は、前回の議論を踏まえた、認定基準の骨子案 (次頁) について、御議論いただきたい。

<前回の本委員会における認定基準等に係る委員意見>

- 電力データの活用について、認定協会の認定基準の方向性はしっかりした内容になっており、適切な方針と認識している。
- 電力データを活用した保険の話もあったが、活用の方針が示されると、新たなビジネスが出てきて、社会的なメリットにつながる。情報保護はしっかりと担保しつつ、活用を進めていくべき。
- 電力データの活用は、社会課題の解決や新たな価値を創造する観点から非常に重要で、次世代電力システムの基盤となるもの。先行事例を参考に、個人情報保護とデータ利活用のバランスをとる適切な制度検討をすべき。
- 認定協会の諮問体制については、委員構成について、より具体的に示す必要があると考えている。個人情報保護や情報セキュリティの専門家を入れることは想定されていると思うが、例えば、消費者被害の専門性を持つ消費者団体の委員を入れること等を要望したい。
- プライバシーマークや ISMS の基準は、認定協会はもちろん、情報提供先にも求められる要件ではないかと考えている。

平時の電力データ活用に係る論点① (認定協会の認定基準)

- これまでの議論を踏まえ、認定協会の認定基準の骨子(案)は、改正電気事業法で求められている点に加え、先行事例である情報銀行の認定基準、情報セキュリティに係る認証であるISMS認証(JISQ27001)及び個人情報に係る認証であるPマーク認証(JISQ15001)の基準を包括し、以下のとおりとしてはどうか。

◇認定協会の認定基準の骨子(案)

項目	基準に盛り込むべき内容	参照する基準			
		情報銀行	ISMS	Pマーク	
1. 定款	<ul style="list-style-type: none"> ● 定款に以下事項が定められていること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電気使用者情報の利用・提供の適正化を図り、もって電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資することを目的とすること ✓ 名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度 ✓ 電気使用者情報利用者等(電気使用者情報を利用しようとする者(以下「情報提供先」という。)、電気使用者情報を提供しようとする一般送配電事業者及び配電事業者)を会員に含むこと ✓ 電事法違反及び電事法に基づく命令違反の会員の除名処分の規定 				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 改正電気事業法 独自の基準 </div>
2. 業務規程	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務規程に以下事項が定められていること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 会員へ電気使用者等情報を提供する業務 ✓ 会員への指導、勧告等 ✓ 会員への報告徴収 ✓ 会員への情報提供(適正な競争に資する情報、苦情対応結果) ✓ 電力データ活用実績等の社会への情報公開 ✓ 付帯事業(匿名加工、統計情報の提供等) ✓ 苦情対応 ✓ 会員からの他会員の不適正な行為の通報対応 ✓ 協会の職員、役員の情報目的外使用の禁止 				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 改正電気事業法 独自の基準 </div>

平時の電力データ活用に係る論点① (認定協会の認定基準)

(前頁の続き)

項目	基準に盛り込むべき内容	参照する基準		
		情報銀行	ISMS	Pマーク
3. 業務遂行能力 ①情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報セキュリティに係る方針を策定すること ● 情報セキュリティ方針又は業務規程等に以下の内容が含まれていること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報セキュリティリスクアセスメントのプロセスを定め、リスク分析、評価、対応 ✓ 情報セキュリティに関して、内部及び外部とのコミュニケーションの内容、時期、対象者やプロセス ✓ 定期的なリスクアセスメントや、内部監査の実施による情報セキュリティマネジメントの適切性、妥当性及び有効性の継続的な改善 ✓ マルウェアからの保護のための検出、予防、回復の管理策を策定し、実施すること ✓ 利用中の情報システムの技術的ぜい弱性に関する情報を時機を失せずを獲得し、ぜい弱性に組織がさらされている状況进行评估し、リスクへの適切な手段をとること ● 情報セキュリティ方針を組織内に伝達し、必要に応じて、利害関係者が入手可能にするための措置を講じていること ● 情報及び情報処理施設に関連する資産を特定の上、これらの資産の目録を作成し、維持していること 	○	○	

平時の電力データ活用に係る論点① (認定協会の認定基準)

(前頁の続き)

項目	基準に盛り込むべき内容	参照する基準		
		情報銀行	ISMS	Pマーク
3. 業務遂行能力 ② プライバシー保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報保護に係る方針を策定すること ● 個人情報保護方針や業務規程等に以下の内容が含まれること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報保護リスクの特定、分析や必要な対策を講ずる手順 ✓ 個人情報の保護に関して、内部及び外部とのコミュニケーションの内容、時期、対象者やプロセス ✓ <u>情報提供先は十分な個人データの保護水準を満たしている者を選定すること。(具体的には、第三者認証(Pマーク又はISMS認証等)を取得するとともに協会の認定基準に準じた対応を行っていることを確認)</u> ✓ 情報提供先から別の第三者に対する情報の再提供の原則禁止 ✓ 監査の計画及び実施、結果の報告並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定める手順 ✓ 個人情報の管理を第三者に委託(データの打ち込み、加工等のデータ処理などを想定)する場合にあつては、個人情報保護法第22条の規定に基づき、当該委託先に対して行う必要な監督の方法 ✓ 内部向け個人情報保護方針を組織内に伝達し、必要に応じて、利害関係者が入手可能にするための措置を講じていること ● 個人データの取扱いに関する責任者を設置すること ● 外部向け個人情報保護方針について、一般の人が入手可能な措置を講じていること ● 個人情報を管理するための台帳を整備していること 	○		○
③ ガバナンス体制 a. 相談対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務規程等に以下内容が含まれること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報提供者(需要家)からの電話や電子メール等による問い合わせ、連絡、相談等を受け付けるための窓口の整備 ✓ 上記の相談等に説明責任を負うこと 	○		○

平時の電力データ活用に係る論点① (認定協会の認定基準)

(前頁の続き)

項目	基準に盛り込むべき内容	参照する基準		
		情報銀行	ISMS	Pマーク
3. 業務遂行能力 ③ガバナンス体制 b. 諮問体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務規程等に以下の内容が含まれること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電力データ活用に関する契約や利用方法、情報提供先などについて適切性を審議し、必要な助言を行う外部委員から構成される諮問機関の設置 ※上記諮問機関を構成する外部委員として、個人情報保護法等に関する深い見識を有する法律実務者、消費者保護に関する有識者、データ解析等に関するエンジニア、セキュリティの専門家が、少なくとも含まれること ✓ 上記諮問機関に対する、認定協会が定期的に電力データ活用に関する報告 ✓ 上記諮問機関が行う認定協会に対する、必要な調査や報告徴収 	○		
c. 監査	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務規程等に以下内容が含まれていること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報セキュリティやプライバシー保護に係る内部監査の定期的に実施、その結果を整理・保持 	○	○	○
④業務内容 a. 情報提供先に求める内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の内容を含めた情報提供先との契約約款等を策定・公表すること <ul style="list-style-type: none"> ✓ データの提供方法 ✓ データ利用の目的 ✓ 相談や問い合わせを行う方法 ✓ 情報提供者（需要家）から同意の撤回があった場合の対応 ✓ 情報活用に当たって発生した紛争についての協会の解決のための対応 ✓ 情報セキュリティ・個人情報保護の措置（認定協会と同等） ✓ 再提供の制限 ✓ 万が一提供データの漏えい等があった場合の報告等の対応 	○		

平時の電力データ活用に係る論点① (認定協会の認定基準)

(前頁の続き)

項目	基準に盛り込むべき内容	参照する基準		
		情報銀行	ISMS	Pマーク
3. 業務遂行能力 ④業務内容 b. 情報提供者に対する説明及び同意取得	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務規程や手順書等に以下内容が含まれること ✓ 情報提供者（需要家）に対し、以下の内容を伝えた上で、同意を得ること <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用の対象となる個人情報の範囲、活用の目的 ・ 情報提供による便益 ・ 相談や問い合わせを行う方法 ・ 情報活用に当たって発生した損害に対する認定協会が一義的に負う賠償責任 ・ 情報提供者（需要家）に対し、一度同意をした場合であっても、同意の撤回ができることとその方法等の説明 	○		
c. 個人のコントロール性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務規程や手順書等に以下の内容が含まれること ✓ 以下の点に留意された情報提供者（需要家）の同意の取得方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供先や利用目的等について情報提供元が選択可能 ・ ユーザーにとって利用が容易なユーザーインターフェイスを用意 ・ 上記のような観点で適切な方法であるか、諮問機関に説明し、助言等を受けること ・ 情報提供者（需要家）が、提供した情報の提供履歴を閲覧できる仕組み ✓ 情報提供者（需要家）が、（個人情報保護法第28条に基づく）保有個人データの開示の請求を可能とする仕組み ✓ 情報提供者（需要家）が、情報の提供に関する同意の撤回を求めた場合に対応を可能とする仕組み 	○		○
4. 経営的能力	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務を健全・適確に遂行するための財産的基礎を有していること ● 損害賠償請求があった場合に対応できる能力があること 	○		